

株式分割に関する基準日設定公告

平成29年9月13日

株主各位

東京都千代田区神田練堀町3番地インテージ秋葉原ビル
株式会社インテージホールディングス
代表取締役社長 宮首 賢治

当社は、平成29年8月10日（木曜日）開催の取締役会において、平成29年10月1日（日曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成29年9月30日（土曜日）（実質的には前日の平成29年9月29日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

なお、上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、平成29年10月1日（日曜日）付をもって当社定款第6条で定める発行可能株式総数を7,400万株から14,800万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成29年10月下旬頃にお届けご住所にお送りする予定でございます。
- 平成29年10月1日（日曜日）（実質的には翌日の平成29年10月2日（月曜日））付にて株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名、単元未満株式の買取請求等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先：東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料）
郵送先：〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部